

資料III

勞災保險財政數理室室長
說 明 資 料

労災保険経済概況

資料III-1

(単位:億円)

区分	27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (予定)
① 収入	12,200	12,237	12,177	11,652	12,106
うち保険料収納額	8,632	8,717	8,686	8,251	8,754
うち利子収入	1,320	1,305	1,286	1,256	1,214
うち前年度より受入(支払備金等)	2,019	1,981	1,980	1,937	1,934
② 支出	11,864	11,914	11,999	12,633	12,871
うち保険給付費等	8,377	8,312	8,317	8,727	8,789
うち社会復帰促進等事業費	591	607	642	753	854
うち翌年度への繰越額(支払備金等)	1,981	1,980	1,989	1,934	1,934
決算上の收支	336	323	178	△ 981	△ 765
積立金累計額	78,616	78,938	79,117	78,136	77,371

- 注) 1 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)として積み立てているものである。
 2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。
 3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。
 4 平成30年度(予算)及び平成31年度(予定)の「②支出 うち翌年度への繰越額(支払備金等)」については、各年度の決算結了後に確定するため、現時点では平成31年度(予定)における「①収入 うち前年度より受入(支払備金等)」と同額となると仮定して当該金額を計上している。
 5 決算上生じた收支差については、特別会計に関する法律第103条の規定により、剩余が生じた場合は積立金として積み立て、不足が生じた場合は積立金から補足することとしている。
 6 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険の積立金について

資料III-2

積立金の性格

- 労災保険には、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付(傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金)があり、そのための原資を積立金として保有。
- 年金給付に必要な額をあらかじめ積立金として保有することの利点
 - ① 積立金の財政融資資金への預託による利子収入を、年金給付の財源に充てることができる。
 - ② 過去の災害に起因する年金給付を、他の業種や、他の算定期間(3年間)の保険料率にしわ寄せせずに済むことにより、保険料負担の公平が図られる。
 - ③ 事業主の災害防止活動等により災害が減ると、減った分に応じて保険料負担を減らすこと(保険料率の引き下げ)ができる。

積立金の規模

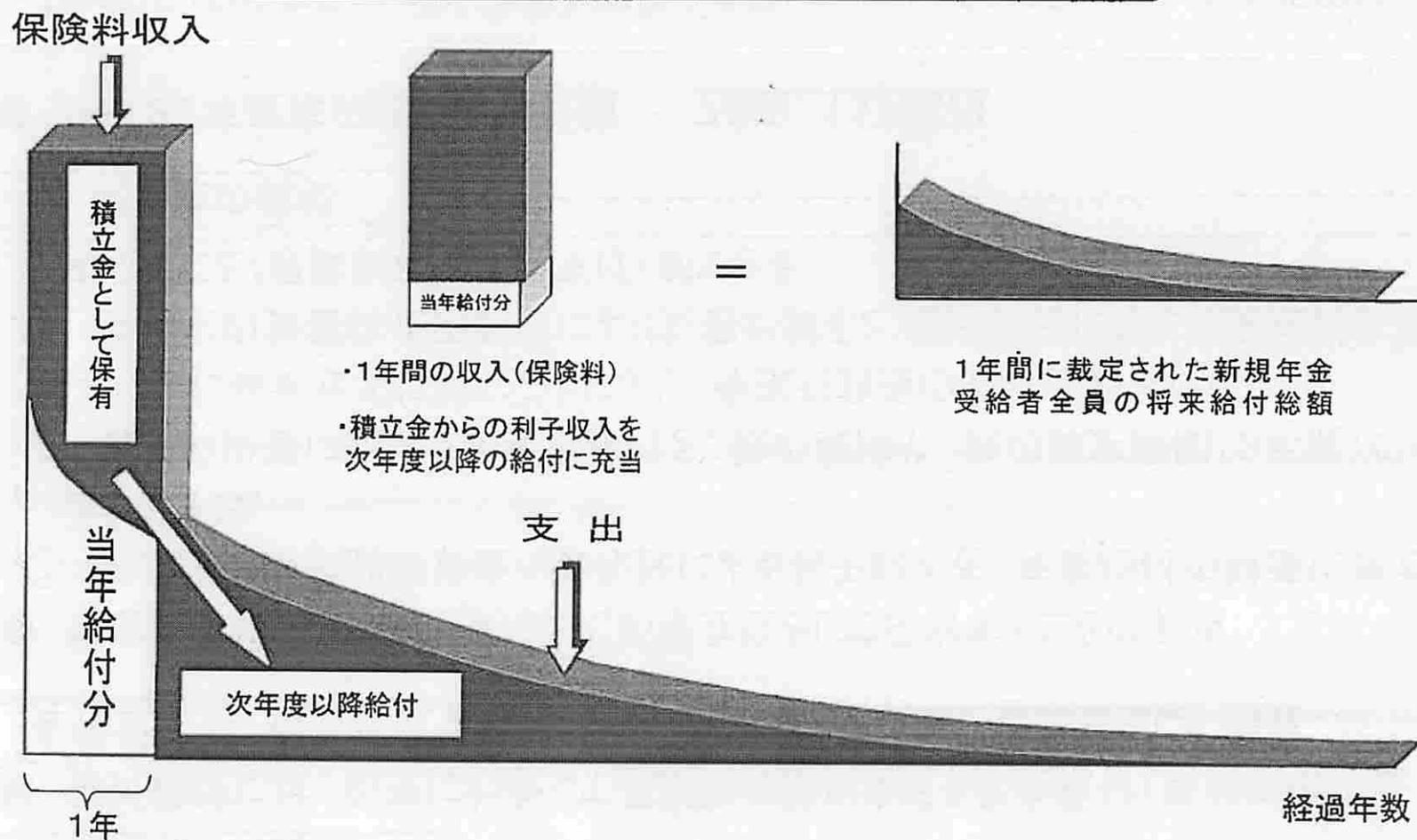
- 平成29年度末の積立金累計額： 7兆9,117億円

【参考】平成29年度末における責任準備金の額は7兆6,155億円であり、労災保険においては、責任準備金の額にほぼ見合った積立金を保有している。

※責任準備金の額は、平成29年度末において現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値を、保険数理に基づいて算出したものである。

→ 確定的な給付債務

労災保険の積立金と保険料収入の関係



資料Ⅲ-4

労災保険率設定の基本的考え方

- 労災保険率は、労働保険徴収法等の規定に基づき、事業の種類ごとに設定。

労災保険率は、事業の種類ごとに、過去3年間の保険給付等に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、過去3年間の災害率等、社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮し定めると規定されている（徴収法第12条第2項、徴収令第2条）。

この規定に基づいて、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従って設定。

- 労災保険率の改定は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会での検討を経て決定。

- 労災保険率の要素

労 災 保 険 率	業 務 災 害 分	短期給付分…療養補償給付、休業補償給付等 純賦課方式 （事業の種類により異なる料率） 一定期間（3年間）の収入と支出が均衡するように算定
		長期給付分…年金たる保険給付等 充足賦課方式 （事業の種類により異なる料率） 労災事故の責任は労災事故発生時点の事業主集団が負うべきであるという観点から、災害発生時点の事業主集団から将来にわたる年金給付に要する費用を全額徴収する考え方で算定し、将来給付分は、積立金として保有
	非業務災害分（通勤災害及び二次健康診断等給付分）	（全業種一律）
	社会復帰促進等事業及び事務の執行に要する費用分	（全業種一律）
	年金積立調整費用（積立金の過不足を調整する部分）	（全業種一律）

労災保険率について

資料III-5

労災保険率は54業種ごとに災害率等に応じて定め、3年に1度改定。最低2.5/1,000～最高88/1,000
 (例) 金融業、保険業又は不動産業 2.5/1,000 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 88/1,000

労災保険率(全業種平均)の推移

平成元年度	10.8/1,000
↓	
平成 4年度	11.2/1,000
↓	
平成 7年度	9.9/1,000
↓	
平成 10年度	9.4/1,000
↓	
平成 13年度	8.5/1,000
↓	
平成 15年度	7.4/1,000
↓	
平成 18年度	7.0/1,000
↓	
平成 21年度	5.4/1,000
↓	
平成 24年度	4.8/1,000
↓	
平成 27年度	4.7/1,000
↓	
平成 30年度	<u>4.5/1,000</u>

平成30年度の労災保険率を構成する要素

労災保険率
(単位:1/1,000)

業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付 等	2.22
	長期給付分 年金たる保険給付等 (将来給付分は積立金として保有)	1.18
非業務災害分		0.6
社会復帰促進等事業 及び 事務の執行に要する費用分		0.9
年金積立調整費用	▲0.4	

※業務災害分は、全業種の平均値

※業務災害分以外は、全業種一律

※業務災害分で端数処理前の各業種の料率を平均していることから、上記の各料率の合計値は、端数処理後の平均とは一致しないことがある。